

多摩市エアコン購入費等 助成事業について

事業者向け説明会

令和7年 5月13日(火) 午前10時～

本事業の目的

・ 経済的な理由により自宅に家庭用エアコンを設置していない、又は現に設置しているエアコンが経年劣化等による故障等により使用できない世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用を助成することにより、熱中症等による健康被害の予防を図ることを目的とした事業

本事業の対象者・対象世帯

- I. 多摩市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税が非課税または均等割のみ課税世帯
- II. 多摩市で生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給しており、生活保護法等での冷房器具支給要件に該当しない方のみで構成される世帯

上記の要件を満たす世帯で、下記のいずれかに該当する世帯

- ① 居住している住宅にエアコンが1台もない。
- ② 住宅にエアコンはあるが、全て壊れているなどして冷房が機能しない。
- ③ 住宅にあるエアコンが、上記②を満たすもの、または製造年が2010年(平成22年)以前のものしかない。

助成期間・台数・上限額・規模

- ▶ 期間：助成対象認定を受けた後、令和7年10月31日までに設置された機器に係る費用

※申請は令和7年11月28日まで受付(必着)

※対象認定の前に購入した機器は対象外

- ▶ 1世帯あたり1台まで

- ▶ 助成上限額 10万円(税込)

※10万円を超過した部分は自己負担

- ▶ 想定規模 300世帯程度

全体の流れは
この後ご説明します

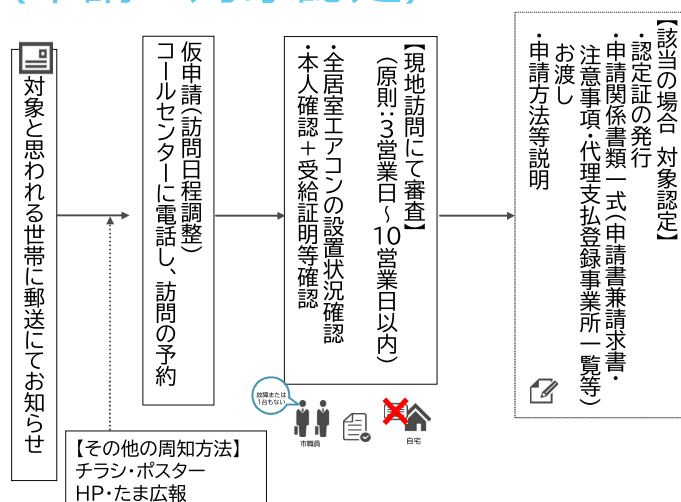
補助の対象範囲

- ▶ エアコン本体の購入費
- ▶ 配送費
- ▶ 設置・工事費（付帯工事・諸経費含む）
- ▶ 撤去費（処分費含む）

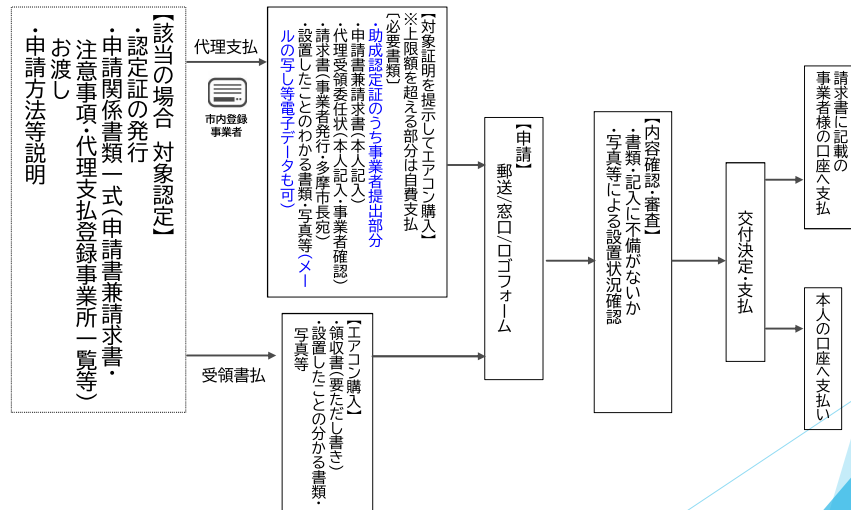
※下記は補助の対象外です。

- ▶ エアコン購入に係る延長保証料
- ▶ 電池等消耗品
- ▶ 光熱水費
- ▶ 事前見積の費用
- ▶ 住宅の所有者の同意書取得に係る費用

助成までの流れ （申請～対象認定）



助成までの流れ (対象認定～助成金支払完了まで)



(参考) 東京ゼロエミポイントとの併用について

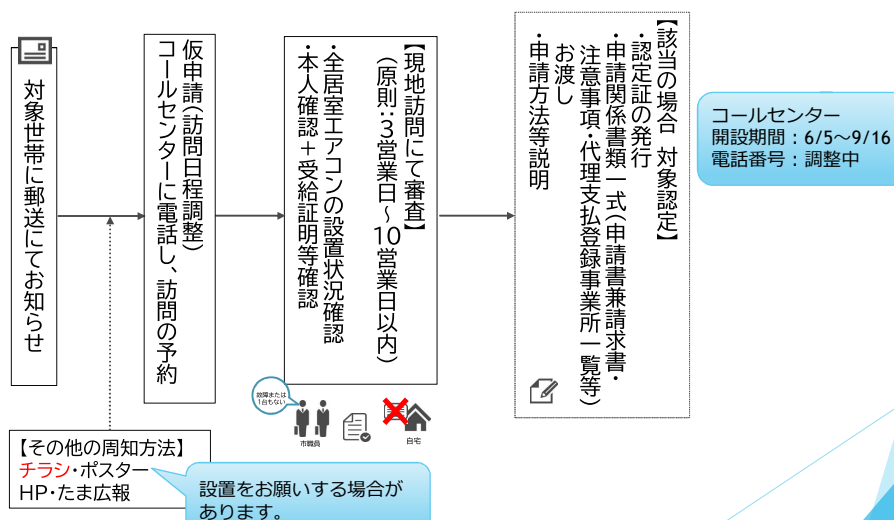
- ▶ 本制度は、東京都が実施する「東京ゼロエミポイント」事業との併用を可能としています。
- ▶ ゼロエミポイント対象機器を購入の場合、ゼロエミポイントによる値引き適用後の金額を多摩市の助成対象金額として、助成を行います。

(例①：15万円でエアコンを購入・設置し、ゼロエミで3万円の値引きされた場合)
 $15\text{万円} - 3\text{万円(ゼロエミ値引き分)} = 12\text{万円}$ を補助対象金額として、多摩市から
 上限額の10万円を助成。自己負担2万円。

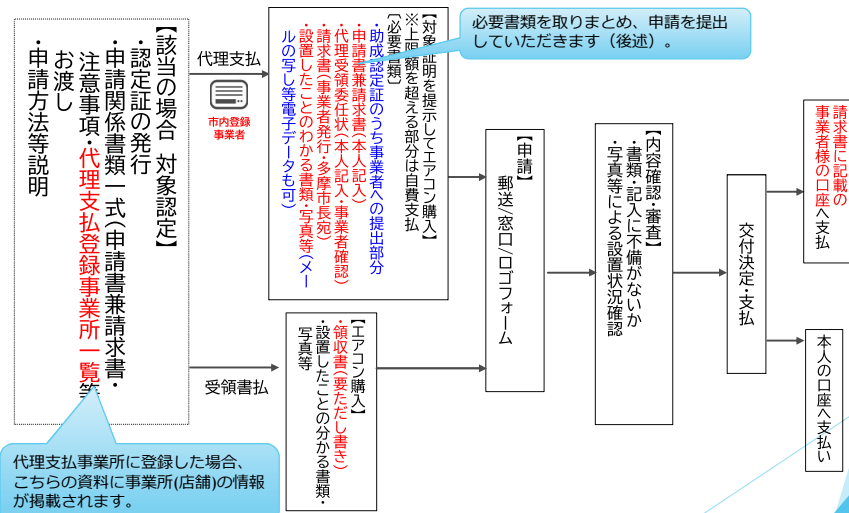
(例②：11万円でエアコンを購入・設置し、ゼロエミで2万円が値引きされた場合)
 $11\text{万円} - 2\text{万円(ゼロエミ値引き分)} = 9\text{万円}$ を補助対象金額として、多摩市から
 9万円を助成。自己負担無し。

事業者様への依頼事項

事業者様に影響のある範囲・ ご対応いただきたい部分（申請～認定）



事業者様に影響のある範囲・ ご対応いただきたい部分（認定～支払）



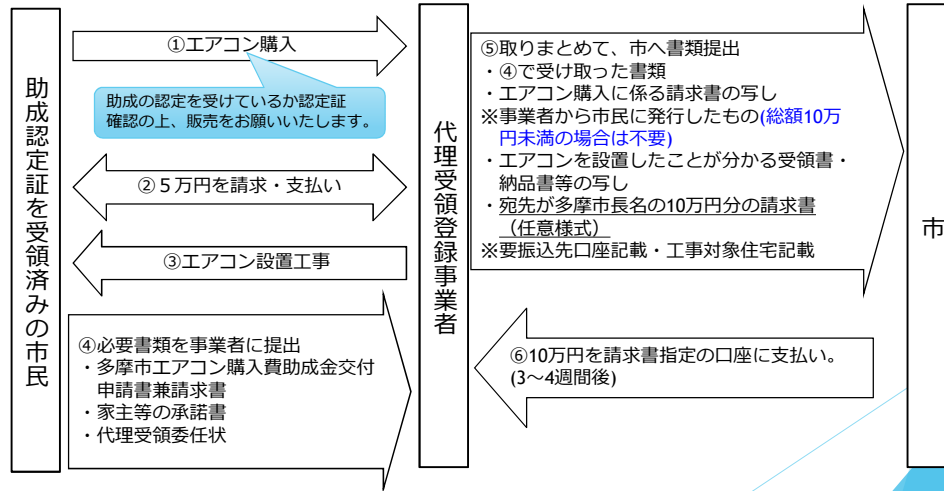
代理受領について

- ▶ 代理受領とは...
本制度は、非課税世帯等を対象としており、エアコンを買い替えるための費用を全額用意することが難しい世帯がいることも想定しています。そのため、補助上限額までを市が直接、事業者の皆様にお支払いし、市民の方から残りの部分を直接支払っていただくための仕組み
 - ▶ 代理受領可能事業者の登録要件
 - ・ 多摩市内に店舗・事業所を有している
 - ・ エアコンの販売・設置を取り扱っている
 - ・ エアコン設置確認後の助成金支払い(口座払い)の受け取りが可能である
- 上記のすべてを満たす事業者様が代理受領可能事業者として、ご登録いただけます。

代理受領について

▶ 代理受領までの流れのイメージ

例：エアコン購入＋設置・撤去で全額15万円かった場合



代理受領について

▶ 代理受領事業者登録について

5月27日(火)までに、添付資料の代理受領登録届出書にご記入の上多摩市福祉総務課に提出または、届出書に記載の二次元コードからアクセスできるlogoフォームに必要事項を記入いただき登録をお願いします。
※後日、公式ホームページの事業者説明会ページ(ページID：1017348)にもlogoフォームアクセス用のリンクを掲載予定です。

▶ ※代理受領における注意事項※

- ・請求する自己負担の部分については、事業者から直接市民に請求してください(市から請求は行いません)。
- ・販売事業者と設置事業者が異なり、請求が分かれる場合については市への請求は代理受領登録販売事業者が直接行ってください。
(市は代理受領事業者からの請求に基づき、に一括して支払います)

本事業の今後のスケジュール

- ▶ 5月30日 市民向け情報公開（予定）
- ▶ 6月5日 たま広報 ご案内記事掲載
- ▶ 6月初旬 対象世帯へ通知発送
- ▶ 6月中旬 市職員による家庭訪問開始
⇒認定開始
- ▶ 9月末 家庭訪問期間終了
- ▶ 10月31日 対象機器設置世帯終了
- ▶ 11月28日 助成申請期間終了

本事業に関するお問い合わせ

- ▶ 多摩市役所 健康福祉部
福祉総務課 エアコン担当
☎ : 042(400)0324